

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
宮城県	県	新エネルギー設備導入支援事業	補助金	県内の事業所に対象設置する法人・団体及び個人事業者 ①太陽熱利用設備 県内の事業所に集熱器総面積 10 m ² 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者 ②太陽光発電設備 1地点当たりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施行する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点当たりの平均出力が 4kW 以上。	①太陽熱利用: 補助率:1/2 以内 限度額:2,000 万円 ②太陽光発電: 補助率:売電する場合 1/10 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/8 以内) 自家消費する場合 1/3 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2) ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池についてのみ 1/3 以内 限度額:500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し 500 万円	公募期間 平成 28 年 4 月 22 日 から平成 29 年 5 月 31 日まで	http://www.pref.miyagij.jp/soshiki/kankyo-s/h28sinene.html	環境生活部 環境政策課 環境産業振興班 022-211-2664
		宮城県中小企業産業振興金融融資制度)再生可能エネルギー推進支援資金	融資制度(金融機関による融資)	再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	・融資限度額:一企業等 1 億円 ・償還期間:(設備資金)15 年以内(据置 1 年以内) ・利率:1.70%	通年		経済商工観光部 商工金融課 022(211)2744
		宮城県環境安全管理対策資金	融資制度(金融機関による融資)	県内に事業所を有する中小企業者であり、地球温暖化防止のため、自然エネルギーを活用するための施設又はエネルギーの効率的な利用を図るための施設を設置又は改善する者等	・融資限度額:一企業等 5,000 万円 ・償還期間:(設備資金)7 年以内(据置 1 年以内)ただし、土地又は建物に係る取得資金は 10 年以内(据置 1 年以内) ・利率:1.90%	通年		経済商工観光部 商工金融課 022(211)2744
山形県	県	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	山形県内に住所を有する個人又は山形県内に事業所を置く法人。 県内施工業者が施工するもので、10kW 未満の装置であること。	1kW あたり 2.5 万円 (新築設備 上限 10 万円、既築設備 上限 20 万円)	平成 28 年 4 月~平成 29 年 2 月	http://www.pref.yamagata.jp/sangyo/rodo/kinrosaha/6050016h27saisei_kano_hojo.html	エネルギー政策推進課 023-630-3279

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
山形県	山形市	平成 28 年度山形市太陽光発電装置設置事業費補助	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税に滞納がないこと ・市内の自宅に発電装置を設置する個人(住宅用) ・市内にある事業の用に供する建築物に発電装置を設置する個人または法人(事業所用) ・配電線と逆潮流有りで連系すること(余剰配線であること) ・平成 28 年度に電力会社と電力受給を開始するものであること。 ・未使用品であること 	出力 1kW あたり 3 万円 上限 ・住宅用:4kW まで ・事業所用:15kW まで	事前協議書の受付期間(予定) ・第 1 回目:平成 28 年 4 月 21 日～5 月 31 日 ・第 2 回目:平成 28 年 6 月 15 日～7 月 29 日 ・第 3 回目:平成 28 年 8 月 22 日～10 月 31 日 ・第 4 回目:平成 28 年 11 月 16 日～平成 29 年 1 月 31 日		環境課 地球温暖化対策係 023-641-1212(679)
山形県	鶴岡市	鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備を設置する者 ・市内に住所を有する個人、市内に本店を置く法人又は町内会等 ・再生可能エネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は市内に事業所を有する業者から購入した再生可能エネルギー設備を自ら設置する者 ・補助金申請年度の 3 月末日までに、実績報告書を提出できる者 ・市税に滞納がない者 	太陽光発電: 出力 1kW あたり 1.5 万円 (上限額 12 万円) 太陽熱利用システム: 1/10(上限 5 万円)	平成 28 年 4 月～平成 29 年 2 月		市民部環境課 0235-25-2111 (内線 720)
山形県	村山市	平成 28 年度村山市太陽光発電システム設置事業補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告時に市内に住所を有する個人及び事業者 ・平成 28 年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品で、新設であること 【設備要件】 個人:出力 4kW 上限 事業者:出力 10kW 上限	出力 1kW あたり 3 万円(上限個人 4kW 事業者 10kW 未満)	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日		市民環境課 生活環境係 0237-55-2111 (内線 116)

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
山形県	長井市	平成 28 年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助事業	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人(予定を含む。)又は市内に事業所を有する法人のいずれかであること。 ・市税等(市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料)を滞納していない者であること。 ・平成 28 年度山形県再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の交付決定を受けている者であること。 ・未使用品であること 【設備要件】 発電出力 10kW 未満	1kW あたり 2 万円 (上限 5 万円)	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日		市民課 生活環境係 0238-87-0681
山形県	尾花沢市	尾花沢市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する団体又は法人 【設備要件】 太陽光発電: 住宅用・事業所用 太陽熱利用: 住宅用	太陽光発電: 1kW あたり 3 万円 (上限 12 万円) 太陽熱利用システム: 設置費用の 10 分の 1(上限 5 万円)	H28 年 4 月 ～H29 年 3 月		定住推進課 定住推進係 0237-22-1111
山形県	河北町	平成 28 年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する(予定を含む)個人 ・町内に事業所を有する法人 ・平成 28 年度中に着工し、完了する事業 ・町税等の滞納がないこと ・未使用品であること 【設備要件】 出力 10kW 未満	出力 1kW あたり 3 万円(上限 12 万円)	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月		環境防災課 生活環境係 0237-73-2116
山形県	最上町	最上町エネルギー利用効率化推進補助金	補助金	町内に住所を有する個人 町内に事業所を有する法人 未使用品であること 【設備要件】 出力 10kW 未満	出力 1kW あたり 3 万円(上限 10kW 未 満) 上限 10 万円	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	エネルギー産業推進係 0233-43-2262 ※災害時における共助 の協力を必須とする。	交流促進課エネルギー産業推進室
山形県	舟形町	舟形町再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に所在する自らが居住する住宅に補助対象設備を導入する者 ・町内に所在する事業所に補助対象設備を導入する事業者 ・税等に滞納がない世帯又は事業者 ・過去に当該補助金の補助金額上限を超えていないこと。 	太陽光発電: 出力 1kW あたり 3 万円 (上限額: 12 万円) 太陽熱利用システム: 1/10(上限額: 20 万 円)	平成 28 年 5 月 10 日 ～平成 29 年 3 月		まちづくり課 企画調整班 0233-32-2111

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
山形県	戸沢村	戸沢村太陽光発電装置等設置事業費補助金	補助金	村内において自ら居住し、若しくは居住する予定である村内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に付属する車庫、物置等および事業所等へ新規に設置すること。税等に滞納がない世帯または事業所 【設備要件】 太陽光発電:出力 10kW 未満 太陽熱利用システム:集熱面積 2 m ² 以上	太陽光発電: 対象事業費の 1/10 (上限 20 万円) 太陽熱利用システム: 1/10(上限 5 万円)	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月		住民税務課 住民生活係 0233-72-2326
山形県	飯豊町	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	補助金	県の再生可能エネルギー設備導入事業費補助金(太陽光発電設備)の交付決定を受けている者	対象システムに取り付けられた太陽電池の最大出力に 1 キロワット当たり 20,000 円を乗じて得た額とし、60,000 円を上限とする。	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月		住民税務課 生活環境室 0238-87-0514
山形県	遊佐町	平成 28 年度遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	・町内に住所を有する(予定を含む)個人 ・町内に事業所を有する法人 ・平成 28 年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品で、新設又は増設であること ・町税等に滞納がないこと。 【設備要件】 太陽光発電:出力 10kW 未満 太陽熱利用システム:集積面積 2 m ² 以上	太陽光発電: 出力 1kW あたり 3 万円(上限 5kW) 太陽熱利用システム: 1/10(上限 2 万 5 千 円)	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月		地域生活課 環境係 0234-72-5881
栃木県	県	栃木県環境保全資金(再生可能エネルギー発電施設の設置)	融資	【対象事業】 ・再エネ特措法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力)を利用する発電施設の設置 ・設置目的は売電、自家消費ともに対象 【対象事業者】 ・栃木県内で、原則として 1 年以上現在の事業を営んでいる方 ・環境保全資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払い能力を有する方 ・県税を滞納していない方 ・事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない方	【融資限度額】 所要経費の 90%以内で、500 万円以上 1 億円以下 ※融資額は 10 万円単位 【融資利率】 1.5% 【融資期間】 ①融資額 1,000 万円以上の場合 10 年以内 ②融資額 1,000 万円未満の場合 7 年以内	H24.4.1～	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kannkyouhozennsikinhatudennsisetu.html	環境森林部 地球温暖化対策課

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
栃木県	県	栃木県環境保全資金 (省エネ設備等導入)	融資	<p>【対象事業】 (新エネルギー導入) 新エネルギーの導入に必要な設備の整備であつて、熱源施設、熱利用設備、採光設備、貯蔵設備等の設置等 [例]太陽熱利用、バイオマスエネルギー、工場排熱利用、天然ガスコージェネレーション等</p> <p>【対象事業者】 ・栃木県内で、原則として 1 年以上現在の事業を営んでいる方 ・環境保全資金の償還及び利子の支払いについて十分な支払い能力を有する方 ・県税を滞納していない方 ・事業計画書に係る認定書の交付前に融資の対象となる事業に着手していない方</p>	<p>【融資限度額】 所要経費の 90%以内 で、500 万円以上 1 億円以下 ※融資額は 10 万円単位</p> <p>【融資利率】 1.5%</p> <p>【融資期間】 ①融資額 1,000 万円以上の場合 10 年以内 ②融資額 1,000 万円未満の場合 7 年以内</p>	H24.4.1～	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyau/ondanka/syouene-setubi-yuusi.html	環境森林部 地球温暖化対策課
群馬県	前橋市	省エネ設備導入資金	融資	<p>市内に設置する次に掲げるものの、設備購入費・工事費・設計費・その他市長の承認を受けたもの (1)太陽光発電設備(2)高効率照明設備(3)高効率空調設備(4)廃熱利用システム・廃熱回収システム(5)自家発電設備</p>	<p>融資限度額:1 事業者 1 億円 融資期間:2 年以内の据置期間を含めて 10 年以内 融資利率:1.2%以内</p>	H28.4.1～ H29.3.31	http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/334/p009015.html	産業政策課 027-898-6983
群馬県	高崎市	事業者用太陽光発電設備導入支援助成金	助成金	・市内で事業を営む法人が市内に有する事業所等において 10kW 以上の太陽光発電設備を導入する事業	助成対象経費の 1/3 以内上限 500 万円	H28.5.9～受付終了	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011800175/	商工振興課
群馬県	安中市	大規模太陽光発電設備設置促進条例	課税免除	市内において、発電出力が 500 キロワット以上の太陽光発電設備の設置にかかる土地、家屋、償却資産。平成 26 年度以降に新たに課税される資産が対象となります。	対象となった設備に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税について 8 年間、課税を免除します(設備が稼働し、課税されることとなった年度から 8 年間につき課税を免除します。)ただし、平成 29 年 1 月 2 日以降に新たに設備が設置・稼働し、課税されることとなった資産(平成 30 年度以降に新たに課税される資産)については、課税免除の期間が 3 年間へ変更となります。	H28.4.1～ H29.1.31	http://www.city.annaka.gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html	総務部 企画課

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
埼玉県	県	【平成 28 年度】埼玉県事業者向け CO2 排出削減設備導入補助金	補助金	県内に所在する大規模事業所以外の事業所を所有又は使用し、対象事業所内で補助対象設備を所有する者 ※本社が県外に所在する場合であっても、補助対象となる事業所が埼玉県内に所在していれば申請可能	補助率:補助対象経費の 1/3 以内 上限額:500 万円 ※1 万円未満切り捨て	平成 28 年 5 月 2 日～6 月 15 日	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2016.html	温暖化対策課 中小事業者対策担当 048-830-3021
		平成 28 年度 埼玉県中小企業 ESCO 事業補助金	補助金	県内で事業活動を行う株式会社等であって、年間エネルギー使用量(原油換算値)が概ね 1500kl 未満の県内に所在する事業所を所有する事業者 ※補助金に関する資料の提出は、中小企業者と ESCO 事業者の 2 者連名	(1)詳細エネルギー調査補助 補助率:補助対象経費の 1/3 以内 上限額:15 万円 (2)設備改修補助 補助率:補助対象経費の 1/4 以内 上限額:1,000 万円 ※(1)は 100 円未満切り捨て ※(2)は 1 万円未満切り捨て	平成 28 年 5 月 2 日～11 月 11 日 ※募集期間中に締切を設け都度、審査・選定。予算終了次第、受付終了。 【締切期日】 ①6 月 15 日(水曜日) ②9 月 9 日(金曜日) ③11 月 11 日(金曜日)	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sme-esco-hojo.html	温暖化対策課 中小事業者対策担当 048-830-3021
埼玉県	熊谷市	平成 28 年度業務用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	1.市内の事業所に平成 28 年度に太陽光発電システムを設置した者であること。 2.補助対象となる太陽光発電システムを設置する事業所内に、建築基準法及び都市計画法等の違反がないこと。 3.補助対象となる太陽光発電システムを設置した事業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。 4.補助金の申請時において、市税の滞納がないこと。 5.補助対象となる太陽光発電システムの設置につき、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。 6.補助対象となる太陽光発電システムを設置後、補助を受けた者が 17 年以上使用すること。 7.市が協力を求めた場合、太陽光発電システムの発電状況等のデータを提供できること。	1kw 当たり 20,000 円×太陽電池モジュールの(JIS)公称最大出力値 (上限額:10 万円) ※小数点以下第 2 位まで算出し、第 3 位以下切り捨て	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ※予算額に達した場合は、受付を終了。	http://www.city.kumagaya.lg.jp/appare/appare/taiyoko/gyoumuyou.html	環境政策課 環境政策係 048-536-1547

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	秩父市	平成 28 年度秩父市太陽光発電設備設置費補助金	補助金	下記(1)～(5)のすべてを満たすもの (1)市税に滞納がない方 (2)市内に住所または事業所を有する方、または有することとなる方 (3)電力会社と受電契約を締結する方 (4)過去において太陽光発電設備等設置について市から補助金の交付を受けていない方 (5)設置工事が完了した日から起算して 30 日以内または平成 29 年 3 月 17 日のいずれか早い期日までに「実績報告書」を提出できる方	太陽光発電パネルの最大出力が 4kW 以上 10kW 未満の太陽光発電設備の設置に対し、定額 4 万円	(1)事前申し込み期間 5 月 16 日～5 月 31 日 (2)抽選(交付申請候補者決定) 6 月 1 日(水)	http://www.city.chichibu.lg.jp/6424.html	環境立市推進課 0494-22-2378
埼玉県	所沢市	平成 28 年度所沢市スマートエネルギー補助金	補助金	1.自らが事業を営み又は活動する市内の事業所に、補助対象事業を実施する個人又は法人 2.埼玉県地球温暖化対策推進条例第 12 条の適用を受けない者 3.補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない者 4.同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者 5.個人にあっては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者	補助率:補助対象経費の 1/5 上限額:150 万円※ ※所沢市企業立地支援条例の認定を受けている場合、上限額 200 万円 ※エコカーを除く補助対象項目の中から 2 項目以上の導入が必須	平成 28 年 4 月 18 日～平成 29 年 2 月 28 日	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/ekojoyosei/kasomu_20140428144157747.html	環境クリーン部 環境政策課 04-2998-9133
埼玉県	本庄市	新エネルギー等設備導入事業補助金	補助金	市内に事業所を有する法人その他の団体および個人事業者 (実績報告書の提出までに事業所を有する場合も可)	補助率:補助対象経費の 1/6 以内 上限額:100 万円	平成 28 年 4 月 1 日～予算額に達するまで	http://www.city.honjo.lg.jp/business_sangyo/kigyoyuchi/1396333634935.html	環境推進課 エコタウン推進係 0495-25-1249
埼玉県	戸田市	環境配慮型システム等設置費補助	補助金	(1)既築の事業所(社宅を含む)を所有する者で当該事業所にシステムを設置するもの (2)事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置するもの (3)既築の賃貸集合住宅を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置するもの (4)区分所有法第 1 条に規定する区分所有権を有する住宅を管理する区分所有者の団体が当該住宅にシステムを設置するもの	○太陽光発電システム 3 万円/kW (市内事業者施工の場合 3 万 5 千円/kW) 上限額 60 万円 (市内事業者施工の場合 70 万円) ○太陽熱温水器(自然循環型) 1 万円/平方メートル 上限額 20 万円 (強制循環型) 2 万円/平方メートル 上限額 40 万円	第 1 期 2016 年 4 月 4 日～4 月 28 日 第 2 期 2016 年 7 月 1 日～7 月 29 日 第 3 期 2016 年 10 月 3 日～10 月 31 日 第 4 期 2016 年 12 月 1 日～12 月 8 日	http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-simin-hozyo.html	環境課 048-441-1800

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	新座市	太陽光発電システム設置費補助	補助金	既存の事業用建築物等(補助金の申込時において建築工事を完了し、使用している建築物をいう。また、販売を目的として建築されたものを除く)に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を自己の事業の用に使用する者で、補助金の申込時において市税等の滞納がなく、申し込みの受理決定前に、当該システムの設置に要する経費に係る部分の工事に着手していないもの	2万円/kW 上限額 10万円	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 6 日	https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/15/taiyokohatsudenhojo.html	環境対策課 環境計画係 048-481-6769
千葉県	千葉市	千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金	補助金	市内の高齢福祉施設又は障害福祉施設に太陽熱利用給湯システムを設置する場合	補助対象経費の 3 分の 1 以内(千円未満を切捨て)補助上限:100 万円	平成 28 年 4 月 15 日から 平成 28 年 5 月 31 日まで	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/renovable-energy-hojo.html	環境局環境保全部 環境保全課 温暖化対策室
千葉県	市原市	市原市企業立地促進条例	奨励金	・新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法施行令第 1 条各号に規定するエネルギー利用に関する施設(太陽光発電・熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、温度差エネルギー、中小規模発電、地熱発電) ・天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車等の革新的なエネルギー高度利用技術に関する施設 ※対象地域:工業専用地域、工業地域、準工業地域並びに市街化調整区域のうち地区計画が定められた地域	投下固定資産に係る各年度における固定資産額の 50% に相当する奨励金を 5 年間交付 総額 5 億円以内	平成 26 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	http://www.city.ichihara.chiba.jp/kanko/0205sangyou/kigyourittigaido.html	経済部 商工業振興課 工業振興係
千葉県	流山市	企業立地の促進に関する条例 (太陽光発電設備設置費助成金)	助成金	立地企業	1kW あたり 5 万円 限度額 100 万円	平成 18 年 4 月 1 日から 開始	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/business/60/314/001878.html	総合政策部 誘致推進課 誘致推進係
千葉県	南房総市	南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例	奨励金	次の 1～4 の条件を満たし、市長の承認を得たれた事業者 (1) 当該事業所等に係る投下固定資産総額が 100,000,000 円(中小企業者については、30,000,000 円)以上であること。 (2) 当該事業所等において新規に雇用する常用雇用のうち、当該雇用の日前 1 年以上引き続き市内に住所を有している者が 10 人(中小企業者については、3 人)以上であること。 (3) 当該事業所等において就労する者に占める常用雇用の割合が 2 分の 1 以上であること。 (4) 公害を防止する適切な措置が講じられていると認められるもの	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成 9 年法律第 37 号)第 2 条に規定する新エネルギー利用等に資する設備を、国又はそれに準じる機関から補助を受けて設置したときに、当該補助の算定の基準となった額の 10 分の 1 に相当する額を交付。限度額 500 万円。1 回限り。	平成 21 年 度～	http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000001440.html	商工観光部 商工課 商工振興係

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	千代田区	千代田区省エネルギー改修等助成制度	助成金	太陽光発電システム ※東京都地球温暖化防止活動推進センターによる省エネルギー診断結果に基づく設備の導入であること。	対象経費の 20% (上限額: 100 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html	環境まちづくり部 環境政策課 エネルギー対策係
東京都	中央区	中央区自然エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成制度	補助金	区内の事業所に太陽光発電システムを設置する中小企業者等	○一般助成 10 万円/kW(上限 100 万円) ○中央エコアクト認証取得 15 万円/kW(上限 120 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taiseku/kikijosei/ecojosei_jigyosho.html	環境土木部 環境推進課 温暖化対策推進係
東京都	港区	港区新エネルギー・省エネルギー機器等助成事業	補助金	①太陽熱利用システム 【機器要件等】 ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの ・未使用のもの ②太陽光発電システム 【機器要件等】 ・機器の設置後、自ら電力会社と電力需給契約を締結できる者であること ・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること ・太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが 10kW 未満であること ・未使用のもの	○太陽熱温水器 【管理組合等】 有効集熱面積に応じて 9,000 円/㎡ (上限 100,000 円) 【中小企業者等】 有効集熱面積に応じて 9,000 円/㎡ (上限 200,000 円) ○太陽熱ソーラーシステム 【管理組合等】 有効集熱面積に応じて 37,500 円/㎡ (上限 300,000 円) 【中小企業者等】 有効集熱面積に応じて 37,500 円/㎡ (上限 500,000 円) ○太陽光発電 最大出力に応じて 100,000 円/kW (上限 999,000 円)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 17 日 (交付申請 受付は平成 29 年 2 月 28 日まで、完 了報告受付 は平成 29 年 3 月 17 日 まで)	http://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyou/machi/kankyo/hojo/solar-system.html	環境リサイクル支援 部環境課 地球環境係 03-3578-2111 (内線 2495~98)

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	新宿区	平成 28 年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度	補助金	・集合住宅用太陽光発電システム(電力を共用部分に系統連系する場合のみ) 対象者: 区内に集合住宅を所有し(もしくは所有予定)、当該住宅に機器を設置する中小企業者(個人事業者を含む)及び管理組合等 機器要件: 財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は同等と認めるもの ・事業所用太陽光発電システム 対象者: 区内に事業所を所有し(もしくは所有しようとする)、当該事業所に機器を設置する中小企業者(個人事業者を含む)等	100,000 円/kW 上限額 300,000 円 (1,000 円未満切り捨て)	申請受付期間 平成 28 年 4 月 15 日 ～ 平成 29 年 2 月 28 日	設置及び施工前に申請 平成 29 年 3 月 15 日までに設置完了報告書を提出 http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kojinshoenergy.html	環境清掃部 環境対策課 環境計画係
東京都	文京区	中小企業エコ・サポート事業	補助金	文京区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいる個人及び法人であり、住民税及び事業税を完納していること。	省エネ改修費用の 3 分の 2 の額とし、50 万円を限度	申込受付期間 平成 28 年 4 月 1 日～ 9 月 30 日	http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyochusho/eco.html	区民部 経済課 産業振興係
東京都	文京区	地球温暖化等環境対策資金	融資	地球温暖化対策を目的として行う区内の工場や事業場の改修に必要とするもの等	1,500 万円以内(代表者が区民の場合 1,800 万円以内)	平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyoyuushi/seidoyushi/itiran.html	
東京都	台東区	我が社の環境経営推進助成金制度	導入補助	区内の事業所に太陽光発電システムを導入する中小規模事業者(エネルギー使用量原油換算で 1,500 kℓ未満)	1kW あたり 5 万円、 上限 50 万円	通年 (平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日) 予算がなくなり次第終了	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyoyjoseiseido/challenge.html	環境清掃部 環境課 普及啓発・みどり担当
東京都	墨田区	墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度	補助金	区内に建物のある所有者	太陽熱利用システム: 7 設置費用の 10%(上限 10 万円)。 太陽光発電システム 1kW あたり 5 万円か工事費用の 2 分の 1、いずれか少ない額(限度額 25 万円)。	(申請受け) 平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 2 月 28 日	http://www.city.sumida.lg.jp/sumida_info/kankyou_hozen/ondanka_boushi/ecojyoseiseido.html	環境保全課 環境管理担当

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	江東区	江東区地球温暖化設備導入助成事業	助成金	区内に事業所等を所有している事業者	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kW 当たり 50,000 円 (上限 200,000 円)	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(交付申請受付は平成 28 年 3 月 10 日まで、完了報告は 3 月 31 日まで)	http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7276/jigyosei.html	環境清掃部 温暖化対策課 環境調整係
		江東区中小企業融資制度(環境保全対策資金)	利子補給	(1)原則的に区内の同一場所で、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 (2)中小企業者の方。 (3)区内にある事業所において、自然エネルギー等の利用に該当する方。 (4)確定申告をしており、それにとまなう所得税・法人税を原則的に完納していること。 ※申告地は区外でも可。 (5)申込みの日において納期の到来している特別区民税・都民税(法人にあっては法人住民税)を完納していること。 (6)東京信用保証協会の保証対象業種を営む方(許認可の必要な業種を営んでいる方は、その許認可を受けていること。)	融資金額:1,250 万円以内 返済期間:6 年以内(据置期間 12 カ月を含む) 利率:年 2.1% 利子補助率:1.1% 自己負担率:1.0% 返済方法:据置期間経過後、元金均等返済	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日		地域振興部 経済課 融資相談係
東京都	品川区	品川区太陽光発電システム設置助成事業	助成金	区内の中小事業所等への設置	1kW あたり 3 万円・上限 5kW・予定 10 件	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 17 日または予算終了まで	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000027900/hpg000027870.htm	都市環境部 環境課 環境管理係

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都 目黒区	中小企業資金融資(環境配慮の設備導入)	利子補給	(1)信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 (2)1年以上事業を営み、区内に住所又は主たる事業所を有すること。ただし、法人及び法人格を有する中小企業団体の場合は原則として区内に登記上の本店所在地を有すること。 (3)所得税(法人税)、住民税及び事業税を滞納していないこと。 (4)融資あっせん申込日に、東京都環境局が定める「都内の中小規模事業者における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けている太陽光発電システム・太陽熱利用システムを導入し、設備導入後、14日以内に完了届を提出したものの。	補助利率 一般利率 0.4% ↓ 優遇利率 0.8%	平成28年 4月1日から平成29 年3月31 日までの申 し込み分	http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shigoto/enjo/yushiassen/ichiran.html	産業経済部 産業経済・消費生活課 経済・融資係 03-5722-9880
	小規模企業資金融資(環境配慮の設備導入)	利子補給	上記対象条件に加え、従業員数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業は5人以下)の法人及び個人企業を対象とした一般の資金使途に応じられる融資。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの申し込み分は、従業員数が30人以下(卸売業、小売業、サービス業は10人以下)に対象を拡大。	補助利率 一般利率 0.7% ↓ 優遇利率 1.4%			
	小口零細企業資金融資(環境配慮の設備導入)	利子補給	中小企業資金融資の対象条件に加え、 (1)従業員数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業は5人以下)であること (2)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること。	補助利率 一般利率 1.0% ↓ 優遇利率 1.4%			
東京都 杉並区	杉並区低炭素化推進機器導入助成	補助金	杉並区内に所有する店舗や事業所に太陽光発電システム、又は蓄電池を設置する区内中小事業者(代表者が区民であること)	・太陽光発電:4万円/kW、上限12万円 ・強制循環式ソーラーシステム:1㎡あたり2万円、限度額6万円 ・自然循環式太陽熱温水器:1㎡あたり1万円、限度額2万円	平成28年 4月4日～ 平成29年 2月28日 までの申し 込み分	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.html	環境課 環境活動推進係

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	北区	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成	補助金	<ul style="list-style-type: none"> 区内に事業所を有する又は有する予定の中小企業者等で、自ら使用する目的でシステムを設置する方 区内の建築物における管理組合等であり、その建築物に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置または施行する方 	<p>【太陽熱温水器】有効集熱面積 1㎡あたり 5 万円、上限 15 万円(区内業者による施行の場合、1㎡あたり 6 万円、上限 18 万円)</p> <p>【太陽光発電システム】</p> <p>①1kW あたり 8 万円、上限 15 万円(区内業者による施行の場合、1kW あたり 9.6 万円、上限 18 万円)</p> <p>②助成対象経費の 20% 以内、上限 100 万円(①か②を選択)</p>	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 24 日	http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html	生活環境部環境課 環境政策係 03(3908)8603
東京都	荒川区	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業	助成金	区内に事業所を有する事業者	<p>太陽熱ソーラーシステム: 1㎡当り 2 万円と集熱器面積を乗じて得た額と、設置費用の 1/2 の額のうち、小さい額(限度額 20 万円)</p> <p>太陽熱温水器: 1㎡当り 1 万円と集熱器面積を乗じて得た額と、設置費用の 1/2 の額のうち、小さい額(限度額 8 万円)</p> <p>太陽光発電システム: 太陽電池モジュールの出力 1 キロワットあたり 2 万円(限度額 20 万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全量売電は対象外 ・HEMS の併設が必要 	平成 29 年 3 月 15 日までに施工を完了し、所定の様式の助成金実績報告書を提出すること	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kankyo/josei/27eco_jyosei.html BL 認証機器(太陽熱)	環境清掃部 環境課 環境保全係 03-3802-3111(代) 内線 483
東京都	板橋区	板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金(太陽光発電システム)	補助金	区内に事業所を有する又は有する予定の中小企業者等であり、その事業所に新しく補助対象機器を設置される事業者	<p>設置に要する経費の 20%(上限 500,000 円。ただし板橋エコアクション等取組事業者については上限 1,000,000 円)</p> <p>※板橋エコアクション取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 の認定、ISO14001 の認証またはエコアクション 21 の認証・登録の事業者のこと</p>	申請受付期間: 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日(予算がなくなり次第終了)	http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html 完了報告書提出期限平成 29 年 3 月 17 日	資源環境部 環境戦略担当課

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	練馬区	練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助事業	補助金	<p>①太陽熱利用システム 区内の事業所建物に強制循環式太陽熱利用システムを設置した事業者(従業員 20 名以下)</p> <p>②太陽光発電システム 区内の事業所建物に 2kW 以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と受給契約をした事業者(従業員 20 名以下)</p>	<p>①1 件あたり上限 2.5 万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 2.5 万円と比較し低い額。)</p> <p>②1 件あたり上限 6 万円。(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 6 万円と比較し低い額。)</p>	<p>(申請受付期間) 平成 28 年 4 月 15 日～平成 29 年 2 月 28 日</p>	<p>http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/28setubihoyo_annai.html</p>	<p>環境部環境課 地球温暖化対策係 補助金担当 03-5984-4706</p>
東京都	足立区	太陽熱ソーラーシステム・温水器設置費補助金	システムを設置後に申請(ただし、設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12箇月以内)	<p>下記のすべての要件を満たす方</p> <p>1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること)</p> <p>(1) 区内に住民登録があり、区内の住宅に太陽熱利用システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)参照)</p> <p>(2) 区内の事業の用に供する建築物に太陽熱利用システムを設置した区内事業者</p> <p>(3) 区内の分譲マンションの管理者(区分所有者全員の共有に属する太陽熱利用システムを設置していること)</p> <p>2 設置した太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもので未使用品であること。</p> <p>3 設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12箇月を経過していないこと。</p> <p>4 補助対象者(法人の代表者が補助対象者の場合は、当該法人)に住民税の滞納が無いこと。</p>	<p>下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1000 円未満切捨て、上限 10 万円)</p> <p>(1) 補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額</p> <p>(2) 集熱器の面積(平方メートル表示として、小数点以下 2 桁未満切捨て)に 3 万円を乗じて得た額</p> <p>※足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の 2 割増の額(上限 12 万円)</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日</p>	<p>http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-solar.html</p> <p>予定件数 10 件(予算に達した時点で終了)</p>	<p>環境部環境政策課 管理係</p>

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	足立区	太陽光発電システム 設置費補助金	システムを設 置後に申請 (ただし、電力 受給契約後 12ヶ月以内)	下記のすべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1) 区内に住民登録があり、区内の住宅に発電シ ステムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合 は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの 場合は(3)を参照)。 (2) 区内の事業の用に供する建築物に発電システ ムを設置した区内の事業者 (3) 区内の分譲マンションの管理者(区分所有者全 員の共有に属する発電システムを設置しているこ と) 2 未使用の発電システム一式を新規に設置してい ること。 3 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受 給契約を締結していること。 4 電力受給開始日から12箇月を経過していないこ と。 5 補助対象者(法人の代表者が補助対象者の場合 は、当該法人)に住民税の滞納が無いこと。	1 平成 27 年度または平 成 28 年度の電力買取価 格の適用を受ける発電シ ステムを設置した場合: 1kW あたり 6 万円に発電 設備最大出力(kW 表示と し、小数点以下 2 桁未満 切捨て)を乗じて得た額。 (1000 円未満切捨て) ●上限額 24 万円(分譲 マンションの場合 60 万 円) ※足立区内事業者と設置 契約した場合は、1kW あ たり 7 万 2 千円(上限 28 万 8 千円・分譲マンション の場合 72 万円) 2 平成 26 年度以前の 電力買取価格の適用を 受ける発電システムを設 置した場合:1kW あたり 4 万円に発電設備最大出 力(kW 表示とし、小数点 以下 2 桁未満切捨て)を 乗じて得た額。(1000 円 未満切捨て) ●上限額 16 万円(分譲 マンションの場合は 40 万 円) ※足立区内事業者と設置 契約した場合は、1kW あ たり 4 万 8 千円(上限 19 万 2 千円・分譲マンション の場合 48 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 2 月 28 日	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-taiyo.html 予定件数 200 件(予算 に達した時点で終了)	環境部環境政策課 管理係
東京都	葛飾区	かつしかエコ助成金 (事業所用)	補助金	対象システムを区内に新たに設置する中小事 業者等	太陽熱温水器: 2 万円/㎡(上限 20 万円) ソーラーシステム: 3 万円/㎡(上限 30 万円) 太陽光発電: 8 万円/㎡(上限 80 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 14 日	http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000062/1003883/1003923.html	環境課環境計画係 03-5654-8531 または 03-5654- 8228

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	八王子市	八王子市再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度	補助金	市内の事業所に事業所用として機器を設置しようとする個人・中小企業者等	①太陽熱利用 1 件あたり 5 万円 ②太陽光発電 1kW あたり 2 万円、 上限 10 万円まで	平成 28 年 4 月 15 日から 受付開始	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/kankuyohozen/ondankaboshi/36220/023473.html	環境部環境政策課 042-620-7384 (直通)
東京都	三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金 (新エネルギー設備)	助成金	市内に事業所を有し、自ら所有し使用するために設備(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。	①自ら発注して設備を設置した場合: 1kW あたり 2 万円、 上限 8 万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合: 1万5千円	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日 ただし、予算の範囲内で先着順	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/057/057021.html	生活環境部 環境政策課 0422-45-1151 (内線 2524)
東京都	昭島市	昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	補助金	1 市内に住所を有する個人又は法人のうち、市内に事務所若しくは事業所を所有するもので、当該事務所又は事業所に機器等を設置するものであること。 2 設置した機器が、設置当時未使用のものであったこと。 4 納期が到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。	①ソーラーシステム 1 件あたり 5 万円 ②太陽熱温水器 1 件あたり 2 万 5 千円 ③太陽光発電 1kW あたり 2 万円、 上限 8 万円まで	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	http://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/010/040/020/20150116165308.html	環境部環境課 計画推進係
	小平市	小平市新エネルギー機器設置モニター助成制度	助成金	太陽光発電システム	・共同住宅、事業所: 1kW あたり 4 万円、上限額 15 万円	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	http://www.city.kodaira.lg.jp/kurashi/048/048651.html	環境部 環境政策課
東京都	羽村市	創省エネルギー化助成制度	エコポイント助成	市民、市内物件所有者、小規模企業者(管理組合を含む)	対象経費の 10%又は上限のいずれか低い方	5 月～1 月	http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html	産業環境部 環境保全課
		中小企業環境配慮事業資金融資制度	資金融資	中小規模企業者	1,000 万円 7 年(84 回)以内<据置 6 ヶ月含む> 元金均等月賦返済 1.6%(本人負担 0.64%) 年利 0.96%利子補給	4 月～3 月	http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002503.html	産業環境部 産業振興課

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
東京都	御蔵島村	御蔵島村太陽エネルギーシステム導入促進費補助金	補助金	【対象者】 ア 村内の自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に対象システムを設置する者 イ 村内に対象システムが設置済みである住宅を購入した者 ウ 村内の賃貸住宅又は使用貸借住宅に対象システムを設置する所有者 エ 村内に事業用店舗等を有する事業の代表者 ※ 賃貸住宅等に居住する者、若しくは賃貸物件等に事業用店舗等を有する事業の代表者は、その所有者から補助対象機器の設置について同意を得ていること。 ※ 村税等を滞納していないこと。	●太陽熱利用システム 1万5千円に、システムを構成する集熱部又は集熱器の総面積(平方メートル表示とし、小数点以下二桁未満は四捨五入)を乗じて得た額(10万円を限度とする。) ●太陽光発電システム 7万円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力(キロワット表示とし、小数点以下二桁未満は四捨五入)を乗じて得た額(30万円を限度とする。)	平成 22 年 4 月 1 日～	http://www.mikurasima.jp/data/reiki_int/reiki_honbun/g161RG0000188.html	総務課総務係 04994-8-2121
神奈川県	県	中小企業制度融資 (フロンティア資金)	融資	中小企業者又は協同組合等 ア 再生可能エネルギー発電設備、又はそれと併せた蓄電池、省エネ設備等の導入に要する資金 イ 再生可能エネルギー関連等の研究開発に関する施設・設備の導入に要する資金 ウ 地球温暖化対策推進条例を踏まえたCO2の削減に資する対策のための省エネ設備等の導入に要する資金 エ 低公害車の購入、環境負荷低減のための設備等の導入に要する資金 ※ウの場合は、県環境計画課から、エの場合は、県大気水質課から、事前に認定を受ける必要があります。	<資金用途> 運転・設備 <融資限度額> 8,000 万円 (協同組合等1億2,000万円) ただし、アは1,500万円 <融資利率> 2.1%以内 ただし、ア、イの場合は、1.8%以内 <償還方法> 割賦返済 <融資期間> 設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	H24 年 5 月 ～		産業労働局 中小企業部 金融課 045-210-5677
		中小企業高度化資金 貸付金 (電力需給対策貸付け)	融資	中小企業者等により組織された事業協同組合等 ア 省エネルギー、新エネルギー、自家発電等に係る設備(以下「対象設備」という。)を導入する資金 イ 組合員のために対象設備をリースする資金	<資金用途> 設備 <貸付限度額> 対象事業費の99%又は対象事業費から10万円を除いた金額のいずれか高い額 <貸付利率> 0.65% <償還方法> 割賦返済 <貸付期間> 20年以内(5年以内の据置き可)	H24 年 5 月 ～	H29.3.31 までに貸付決定を行う貸付けが対象	産業労働局 中小企業部 金融課 045-210-5681

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
神奈川県 県	かながわソーラーセンター	相談 情報提供	太陽光発電設備を設置しようとする個人、事業者		H23 年度～		かながわソーラーセンター 045-210-4115
	地域主導再生可能エネルギー事業費補助	補助金	再生可能エネルギー発電事業者(NPO、中小企業者)	【補助率】 ・NPO 等 2/3 ・中小企業者 1/2(薄膜太陽電池を導入する場合は 2/3)	H28 年度～		産業労働局産業部 エネルギー課 045-210-4090
	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入促進費	補助金	【対象者】 建物の建築主(新築)又は所有者(既築) 【対象経費】 設計費、高断熱外皮・太陽光発電設備・空調設備・照明設備等の材料費・設備費及び工事費	【補助額(補助率)】 22,000 千円/件(上限)(1/3) (薄膜太陽電池を設置する費用は補助率 1/2) 【予定件数】 1 件	H27 年度～		産業労働局産業部 エネルギー課 045-210-4090
	地域電力供給システム整備事業費補助金	補助金	【対象者】 事業者 【対象経費】 電力需給システム、BEMS、HEMS、太陽光発電設備、現地調査費等	【補助額】 10,000 千円/件(上限)(1/3) 【予定件数】 1 件	H27 年度～		産業労働局産業部 エネルギー課 045-210-4090
神奈川県 横浜市	成長発展分野育成支援助成	補助金	成長分野育成ビジョンで成長・発展分野の強化戦略に位置づけている医療・介護、エネルギー、植物工場などの分野において、新たな技術・製品・サービスの開発などに取り組む市内中小企業等	(1) 中小企業者 助成対象経費の 4 分の 3 以内 (2) 中堅企業者 助成対象経費の 2 分の 1 以内	H26 年度～		経済局 成長産業振興課 045-671-3487
	横浜市中小製造業設備投資等助成	補助金	【対象者】 市内に本社及び工場が立地する中小製造事業者(創業から 12 か月を経過していること) 【対象機器】 デマンド監視装置、太陽光発電設備等の創エネ・ピークカット設備、その他生産に必要な高効率な機械及び装置	【補助限度額(1 企業当たり)】 ・設備投資型 1,000 万円 ・所有型 1,000 万円 ※投資内容及び投資額により、助成率は異なる。(10%～最大 30%)	H24 年度～ (H23 年度までは横浜市 中小製造業経営革新促進助成)		経済局 中小企業振興部 ものづくり支援課 045(671)2597

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
神奈川県	川崎市	川崎市市内事業者エ コ化支援事業	補助金	<p>【対象者】 「市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者」や「中小企業基本法に定める中小企業者」であること等が必要。</p> <p>【対象事業】 ①再生可能エネルギー源利用設備の導入(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電、地中熱利用、バイオマス利用) ②省エネルギー型設備の導入(空調、照明、燃焼設備、申請者の主たる業務に必要な設備) ③蓄電池の導入 ④複層ガラス・遮光フィルムその他空調負荷低減を目的とした建築物外皮の導入 ⑤デマンドコントローラー及びその付帯設備の導入 (③～⑤は単独での導入は対象外)</p>	<p>・本工事費(材料費、労務費、直接経費のみ)及び付帯工事費の 1/4 (「低 CO₂川崎ブランド」認定製品を導入する場合は 1/3) ・上限 200 万円</p>	H22 年 4 月 1 日～		地球環境推進室 044(200)2169
神奈川県	相模原市	中小規模事業者省エ ネルギー設備等導入 支援補助金	補助金	<p>条例で定める地球温暖化対策計画を市に提出し、その計画に基づき設備導入に取り組む中小規模事業者が行う、省エネ・新エネ設備の導入・更新(対象経費の総額 30 万円以上)</p>	<p>補助率 1/3 (上限 75 万円)</p>	H25 年度～		環境経済局 環境共生部 環境政策課 042(769)8240
		相模原市中小企業融資 制度「地球温暖化防止 支援資金」	融資	<p>省エネルギー設備等、新エネルギー設備等を導入する中小企業者及び協同組合ほか</p>	<p>・限度額 3,000 万円 ・融資利率 2.4%以 内 ・補給利率 1.9% ・利用者利率 0.5% 以内 ・信用保証料補助 保証料の 80%(限 度額 10 万円)</p>	H21 年度～		環境経済局経済部 産業政策課 042(769)8237
神奈川県	平塚市	平塚市中小企業設備 投資促進助成金	補助金	<p>製造業を市内で 1 年以上営む中小企業者で、次の要件を満たす太陽光発電設備を導入したもの ・購入額の 2 分の 1 を市内企業に発注すること ・発電能力が 5kW 以上であること</p>	<p>発電能力 1kW 当たり 10 万円と購入額の 2 分の 1 の額どちらから低額な方を助成 上限 100 万円</p>	H26 年度～		産業振興部 産業振興課 0463-21-9758

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
神奈川県	平塚市	平塚市企業立地促進事業(環境設備助成金)	補助金	市内への新規立地や既存工場の増築等にあわせて、発電能力が 10kW以上の太陽光発電設備を購入した企業で、次に該当するもの ・対象業種: 製造業(付随する研究所含む)、情報通信業、自然科学研究所 ・対象区域: 工業地域、工業専用地域、準工業地域(敷地 9,000 平米以上)、五領ヶ台研究研修パーク、ツインシティ大神地区、市街化調整区域(開発許可済みであること) ・支援要件: 新規立地等における土地・建物・償却資産への投資金額が、大企業3億円以上、中小企業 5 千万円以上	発電能力 1kW 当たり 10 万円 上限 300 万円	H22 年度～	申請があった場合に翌年度に予算化する制度。	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市環境共生事業(企業施設整備事業)等補助金	補助金	【対象者】 市内において、製造業、情報通信業または自然科学研究所を一年以上継続して営んでいる企業等。 【対象施設】 (1)省エネルギーなど、地球環境への負荷の軽減を図るための施設及びこれに付随する設備。 (2)太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が1kW 以上のもの。 ※(1)、(2)ともに、補助対象経費が 20 万円未満の施設を設置する事業及び同年度内に市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業は対象外。	(1)施設の設置に要する費用 補助率 50%以内、上限 150 万円 (2)施設の設置に要する費用 発電能力1kWにつき、10 万円を乗じて得た額を補助、上限 150 万円 ※(1)、(2)ともに、1,000 円未満の端数切捨て。補助対象経費は、市内の事業所に係る経費のみとする。	H21 年度～		市民活動部 観光商工課 0467-23-3000
神奈川県	小田原市	小田原市再生可能エネルギー事業奨励金	奨励金	小田原市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営む事業者であり、かつ、本市の償却資産課税台帳に当該再生可能エネルギー事業の認定発電設備の所有者として登録されている者。	地方税法附則第 15 条第 31 号に規定する課税標準の特例措置の適用を受けている当該認定設備に対して課された固定資産税相当額。	H26 年度～		環境部 エネルギー政策推進課 0465-33-1424
神奈川県	大和市	大和市中企業融資制度中小企業事業資金「省エネルギー対策設備導入資金」	融資	太陽光発電設備等の省エネルギー設備を導入しようとする者 ※市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業等	・限度額 3,000 万円 ・融資期間 10 年以内 ・利率 年 1.8%以内	H24 年度～		市民経済部 産業活性課 046(260)5135

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
神奈川県 大和市	大和市中企業融資制度 中小企業事業資金 「省エネルギー対策設備導入資金」	制度融資 ・金融機関への預託及び利子補給 ・利用者への信用保証料補助	市の融資制度または神奈川県内の制度融資の一部を利用した、市内に事業所を有し、所定の要件を満たす方	・利子補給率 1/1～12/31 までの期間に支払った約定利子の合計額に対し 30% 以内(限度額 30 万円) ・利子補給交付期間 初回利払月から 36 ヶ月 ・信用保証料補助率 払込済保証料に対し 50%以内(限度額 10 万円)			市民経済部 産業活性課 046(260)5135
神奈川県 伊勢原市	環境対策資金融資制度	融資	・市内の事業所に、太陽光発電設備を導入する中小事業者 ・市内の事業所に、電気自動車等低公害車(電気自動車・天然ガス車・メタノール車・ハイブリッド車)を導入(購入・リース)する中小事業者	・融資限度額:2,000 万円 ・融資利率:1.8 パーセント以内(保証付きの場合は 1.5 パーセント以内) ・返済方法:割賦返済	H22 年度～		経済環境部 商工観光振興課 0463-94-4711
神奈川県 海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	補助金	・現に市内に住所を有し、居住している者であって、自己が居住している建物等に設置する者 ・市内に事業所を有する法人又は個人であって、当該事業所等に設置する者 ・市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に設置する者(システム設置済み住宅の購入を含む)	1kW 当たり 2 万円 上限 20 万円	H12 年度～		経済環境部 環境みどり課 046-235-4912
	海老名市中小企業振興支援事業	補助金	市内で 1 年以上操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ※発電能力が 10 キロワット以上のもの。	一施設につき 40 万円	H20 年度～		経済環境部 商工課 046-235-4843
	海老名市企業立地促進事業	補助金	新たに立地・事業拡大する企業で、本事業の認定を受けたもの。 ※発電能力が 10 キロワット以上のもの。	1kW につき 10 万円 限度額:300 万円	H20 年度～		経済環境部 商工課 046-235-4843
神奈川県 綾瀬市	綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金	補助金	市内の事業所で補助対象設備を設置する個人、団体又は法人(自己所有、賃貸含む)	1kW 当たり 1.5 万円 上限 45 万円 補助予定件数 2 件	H24 年 4～		環境経済部 環境政策課 0467(70)5620
神奈川県 愛川町	環境配慮施設設置奨励金	奨励金	町内の指定区域に立地し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付	太陽光発電設備(発電能力 10kW 以上)を設置した場合、50 万円を交付	H23 年度～		環境経済部 商工観光課 046(285)2111

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
富山県 県	中小企業環境施設整備資金融資制度	融資	県内において、太陽熱利用施設を整備する中小企業者	融資限度額 個別:3,000万円 団体:5,000万円 利率:年1.15%以内 償還期限:7年以内 (うち据え置き期間1年以内) 償還方法:元金均等月賦償還	H18.4.1~	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00006264.html	環境政策課 076(444)3141	
	新成長産業育成支援資金融資制度	融資	再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業を営む中小企業者	資金用途:設備(運転) 融資限度額10,000万円 (うち運転1,000万円) 融資利率:年1.10%以内 償還期限(うち据置期間) 設備10年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	H24.4.1	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293-006-01.html	経営支援課 TEL:076-444-3248 FAX:076-444-4402	
	再生可能エネルギー利用促進資金融資制度	融資	再生可能エネルギー(太陽光)を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	資金用途:設備(運転) 融資限度額10,000万円 (うち運転1,000万円) 融資利率:年1.15%以内 ※太陽光発電設備は年1.30% 償還期限(うち据置期間) 設備10年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	H24.10.1~	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293-007-01.html		
富山県	魚津市	魚津市再生可能エネルギー発電設備設置助成金	補助金	国の再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法の認定を受け、その出力が100kW以上の設備を有する事業者	前年度に賦課された固定資産税額の3分の1	H26.4.1~	国の特例による固定資産税の減免を受けている事業者は対象外	商工観光課 0765-23-1380
富山県	小矢部市	小矢部市事業所用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	自己の事業の用に供する市内の建築物及び土地に太陽光発電システム(最大出力数の合計が10kW以上のもの)を設置したもので、発電した電力を自事業所で使用している者	基本金額5万円+10kWを超える1kWあたり5万円 上限100万円	H25.4.1~	http://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/gomikankyochikyundanka/1458354860907.html	生活協働課 0766(67)1760 内線756

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
福井県	福井市	中小企業者等省エネ設備投資促進事業補助金	補助金	太陽光、風力等の自然エネルギーを利用して発電する設備を導入する事業 温室効果ガスの削減効果の高い設備等を導入する事業	補助率: 補助対象経費の 1/5 以内 (100 万円以上の事業に限る) 補助限度額: 100 万円	H28.4.4～ H28.9.30(予算額に達した時点で終了)	http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/hojo/syouenesetubi.html	商工労働部 商工振興課 0776(20)5325
福井県	おおい町	おおい町商工等事業所省エネ化推進事業	補助金	町内の商工会員である中小企業	補助対象経費総額の 3/1 上限 500 万円	平成 28 年度		商工観光振興課 0770(77)4056
長野県	県	地域主導型自然エネルギー創出支援事業	補助金交付	① (1)市町村や地域の NPO、中小企業等が行う地域主導型の熱供給・熱利用事業 (2)上記取組に要する次に掲げる経費(熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) (1)可能性調査・計画策定・設計 (2)機器設備導入 ② 自治会等の地域コミュニティが市町村と協働して行う地域の特性を活かした自然エネルギー、省エネルギーの活用による先進的な地域づくり計画を策定する事業	①2 分の 1 以内、上限 500 万円 ただし、民間団体が行うハード事業は、3 分の 1 以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率 2 分の 1 以内、上限 750 万円とする。 ②2 分の 1 以内、上限 75 万円	H25～	http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html	環境部 環境エネルギー課 TEL026-235-7179 FAX026-235-7491
		自然エネルギー地域発電推進事業	補助金交付	(1)市町村や地域の NPO、中小企業等が行う自然エネルギー発電事業 (2)基本計画、詳細設計、計画策定、実施設計、その他本事業の実施に必要なとされる経費で、次に掲げる経費を控除したもの ア 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費 イ 用地の取得又は賃貸に要する費用および保障に係る費用 ウ 食糧費 エ 損失補填的な経費 オ 簡易施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費 カ その他知事が不適当と認める経費	ソフト: 1/2 以内、上限 500 万円 ハード: 1/4 以内、上限 1500 万円	H27	http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/tiikihatuden-suishin.html 売電収入が生じた場合は、知事が定めるところにより、原則として収入を得た年度の翌年度から毎年度、売電により得た収入の一部を県に納付すること。この場合の県に納付すべき金額の総額は、交付した補助金に相当する金額を限度とすること。	
長野県	上田市	共同集会施設整備事業補助金	補助金交付	自治会が維持管理する基幹集会施設(1 自治会 1 施設)	1kW 当たり 61,000 円 限度額 609,000 円	H25.4.1～ H30.3.31		市民参加協働部 市民参加・協働推進課 0268(75)2230

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
長野県	飯田市	飯田市太陽光発電設備設置補助金	補助金交付	太陽光発電設備を、飯田市内に存する建物の屋根等当該設備の設置に適した場所に設置し、かつ、当該設備について系統連系を行った者。但し、過去に同様の趣旨の補助金を交付された者及び納付すべき市税を納付していない者は対象外	1kW 当たり 2 万円 限度額 5 万円	H24～	単年度単位での受付 (補助制度変更後開始予定)	市民協働部 環境モデル都市推進課 0265(22)4511 内線 5471
長野県	諏訪市	再生可能エネルギー等導入設置補助金	補助金交付	次のいずれにも該当する個人又は事業者 (1)市内にシステムを設置しようとする者又は事業者等。 (2)システム設置予定の土地又は建物の固定資産税が滞納されていないこと。 (3)申請者が市税等を滞納していないこと。 (4)事前着工をしていないこと (5)過去に諏訪市から同様のエネルギー源を利用するシステムに対しての補助を受けていない者 (6)該当システムの購入及び設置について、諏訪市から他の補助金の交付(本補助金に係る 2 分野以上の併用を含む)をされていない者 (7)国又は県の再生可能エネルギー利用システム設置に係る補助金の交付を受けた者。	予算の範囲内において、国又は県の補助金決定額の 10% に当たる額とする。 限度額は 30 万円又は国若しくは県の補助事業の対象外経費の全額のどちらか低い方	H26～	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中熱その他の自然界に存する熱(地熱及び太陽熱を除く)、バイオマス(化石燃料を除く)	市民部 生活環境課 環境保全自然エネルギー推進係 0266(52)4141 内線 215
長野県	伊那市	環境調和事業	補助金交付	市内の工場等におけるクリーンエネルギーの活用又は省エネルギー対策の事業で二酸化炭素の削減効果が高いとして市長が認めたもの	土地の取得費を除く、事業に要する経費 50%以内(上限 100 万円)	H18.4～	二酸化炭素の削減量が事業実施前と実施後では 10% 以上であること。 10kW 以上の施設であること 余剰電力の売電契約のみ対象	商工観光部 商工振興課 工業係 0265-78-4111 (内線 2433)
長野県	佐久市	太陽光エネルギー普及事業	補助金交付	①自己の所有に属する建物に設置しようとする者。 ②他人の所有に属する建物に居住し、又は事務所、事業所等を置く者で、当該建物に設置しようとする者。ただし、事前に当該建物の所有者から承諾を得ることが必要。	1kW 当たり 2 万円 上限 100 万円	H26～	・対象設備により発電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者 ・市税等の滞納が無いこと。	環境部 環境政策課 0267(62)2917

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
長野県	東御市	東御市事業所用太陽光発電システム設置融資利子補給金	利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所や事業所、または、営業所を有する個人、法人(併用住宅は含みません。また、個人事業主にあつては市内に住所を有する方に限ります。) ・市内において事務所や事業所、または、営業所の建物に対象システムを設置して、系統連係(※)を行った方 ・市税を滞納していない方 ※系統連係: 発電電力が電力会社の電線にも流れて、発電電力の一部又は全部を電力会社が購入すること になっていることです。	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給率: 年 1.8%以内(年 100万円が限度) ・期間: 利子補給を決定した年度から 5 年以内 	H24	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品は対象になりません。 ・個人事業主で自宅が市外にあり、事業所が市内にある場合は対象になりません。 ・所有しているアパートやマンションに設置する場合は対象になりません。 	産業経済部 商工観光課 商工労政係 電話: 0268-67-1034 ファクシミリ: 0268-67-3337 メール: syoko-kanko@city.tomi.nagano.jp
長野県	高森町	高森町太陽光発電システム設置補助金交付要綱	補助金交付	自ら所有し、事業用に供する建築物で対象システムを設置しようとする者	1kW あたり 2 万円 限度額 10 万円	H22～	<ul style="list-style-type: none"> ・全量買取制度を選択する場合、対象外 ・電気事業の用に供されるものを除く 	環境水道課 環境係 0265(35)9409
長野県	豊丘村	豊丘村太陽光発電システム設置補助金交付事業	補助金交付	村内企業等の屋根その他対象システムの設置に適した場所へ太陽光発電システムを設置し、かつ電力会社との系統連携を行い、村税を滞納がしていないもの	1kW 当たり 4 万円 限度額 20 万円	H24～		環境課環境係 0265(35)9057
静岡県	県	新エネ・省エネ設備等導入促進資金	利子補給	県内で 1 年以上継続して事業を営んでいる中小企業者(個人事業主、会社、医療法人)、組合を対象とし、新エネ・省エネ設備等を導入する場合、融資利率が優遇される。	融資利率 1.6% (融資限度額 1 億円)	H28.4.1 ～H29.3.31 (受付期間)		経済産業部 商工業局 商工金融課 054-221-2513
		新エネ・省エネ設備等導入促進資金【新エネ設備特別型】	利子補給	県内で 1 年以上継続して事業を営んでいる中小企業者(個人事業主、会社、医療法人)、組合を対象とし、下記の 8 設備のいずれかを導入する場合、融資利率が更に優遇される。ただし、導入する設備について、既に購入契約を締結しているものは対象外。 ○太陽光発電 ○太陽熱利用 ○風力発電 ○水力発電 ○地熱発電 ○バイオマス発電・熱利用 ○天然ガスコージェネレーション	融資利率 1.4% (融資限度額 1 億円、天然ガスコージェネレーション導入の場合は 3 億円)	H28.4.1 ～H29.3.31 (受付期間)		経済産業部 産業革新局 エネルギー政策課 054-221-2949

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	藤枝市	藤枝市設備投資資金 利子補給金交付制度	利子補給	県の新エネ・省エネ設備等導入促進資金の設備資金を借りていて遅滞無く利子の支払をしており、市内に店舗、工場、事業所等を設けて1年以上同一事業を営んでおり、市税を完納している中小企業等。	【利子補給金額(100円未満切り捨て)】 ①設備投資相当額2,000万円以下の場合 年間支払利子額×設備投資相当額/借入金額×借入利率 ②設備投資相当額2,000万円超の場合 年間支払利子額×設備投資相当額/借入金額×借入利率×2,000万円/設備投資相当額 ※①②いずれも借入利率が1%に満たない場合は1%とする。 【利子補給期間・支払利子額】 資金を借り入れた日から2年以内 本年度は H28.1.1～12.31 までの支払利子額が対象	H29.1.16 ～H29.1.31 (申込期間)		産業振興部 産業政策課 054-643-3165
静岡県	静岡市	中小企業向け省エネルギー対策支援事業	補助金	環境への配慮に関し自主的な管理に取り組む中小企業者が、二酸化炭素の削減が見込まれる設備(高効率空調機、高効率照明等)の更新・改修をする場合に助成する。 補助対象者は次のとおり。 ・エコアクション 21 若しくは ISO14001 の認証を受けていること、又は二酸化炭素削減計画に基づき省エネルギー設備を導入すること。 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律による届出若しくは静岡県地球温暖化防止条例による温室効果ガス排出計画書の提出の対象者となっていないこと。 ・事業費の総額が200万円未満かつ設備費が90万円未満であること。	対象事業費の10分の1以内	H28.6(予定) ～H29.3.31		環境局 環境創造課 環境共生係 054-221-1077
静岡県	浜松市	スマートシティ推進・実証事業費補助金 要確認	補助金	事業所や工場、店舗など、市内の複数の電力需要地における電力需給を遠隔で一元的に管理するエネルギーマネジメントシステム及び付随する設備の導入する民間事業者に対し補助するもの。 補助対象者は、市税を完納していること、給与所得者を雇用する事業者にあつては市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること、補助対象となる事業の着手及び完了が交付申請年度内であること。	補助対象経費の3分の1以内(上限300万円)	募集期間未定		産業部 エネルギー政策課 053-457-2502

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
静岡県	浜松市	施設園芸温室効果ガス排出削減対策支援事業費補助金 要確認	補助金	温室効果ガスの排出削減及び燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を推進することを目的に、市内で施設園芸を営む認定農業者及び認定新規就農者による、必要な設備等の導入に対し補助するもの。 補助対象者は、市税を完納していること、補助対象となる事業の着手及び完了が交付申請年度内であること。 補助対象設備: ①省エネルギー加温設備(ヒートポンプ、木質ペレットボイラー等)の導入 ② 燃油使用量削減のための設備(内張りカーテンの多層化、保温性の高い被覆資材の導入、多重被覆、ウォーターカーテン設備の新規設置、循環扇の新規導入、環境制御装置の新規導入、多段式サーモ装置新規導入、その他、温室効果ガス排出が削減される設備等で審査会が認めたもの) ③ 燃油使用量削減のための設備(②のうち、削減率が低い技術:被覆材を保温性の高い材質に交換しても削減率が低い等) ※ 既存施設及び設備の解体及び撤去費、維持管理費(修理費、オーバーホール費)、経過劣化や破損のために、既存施設(設備、資材)と同等のものを導入する場合、光合成促進機(炭酸ガス発生する装置)は対象外	①事業費の25%以内、上限50万円 ②事業費の20%以内、上限40万円以内 ③事業費の15%以内、上限30万円以内	H28.3.25 ~H28.4.22 (1次募集)	産業部農業振興課 053-457-2331	
静岡県	沼津市	省エネルギー推進事業	補助金	* 目的:太陽光エネルギーの利用促進及び温室効果ガスの排出量の削減を図る * 補助先:市内の事業所、自治会集会所または共同住宅に太陽光発電システムを設置し、電力を事業活動、自治会活動または共同住宅の共用部のみに使用しようとする者 * その他条件:市税(法人市民税、固定資産税)を完納していること	1kW 当たり1万円 (上限4万円)	H28.4.1 ~H29.2.28	環境政策課 環境企画係 055-934-4741	
静岡県	富士宮市	富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業	補助金	市内の自治会など、区、町内会その他の自治会組織で、区民館(区民館に準ずるものを含む)としての用途を持つ建物等に、以下の創エネ機器と蓄エネ機器を設置し、自治会など(新築を含む)の電力として活用し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定が受けられるもの(余剰売電のみ)。 創エネ機器:太陽光発電システム、家庭用燃料電池(エネファーム) 蓄エネ機器:定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム(クリーンエネルギー自動車と同時購入)	上限150万円	H28.4.1 ~H29.2.28	環境企画課 環境エネルギー室 電話:0545-22-1131	

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
静岡県	富士市	中小企業者温暖化対策事業費補助金 要確認	補助金	<p><対象者> 市税を完納している中小企業者(大企業の子会社を除く)、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体(構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合)であって、最新の貸借対照表及び損益計算書を提出できる事業者。 ※また、市内で新エネルギー対策以外の事業を1年以上営まれている方が対象。ただし、工場新設の際の屋上・敷地内への設置、本補助制度の対象となる事業者が主となり組成する特別目的会社等、市内中小企業者との連携が強い事業は対象。 <対象事業> (1)または(2)のいずれかに該当する事業を実施するもの。 (1)省エネルギー対策 省エネルギー診断を受けて必要とされる省エネルギー改修工事であって、次のいずれかに該当するもの。 ①年間5トン以上の温室効果ガスを削減する事業②事業場全体の10%以上の温室効果ガスを削減する事業③環境エネルギー推進協議会の推奨機器を導入する事業 (2)新エネルギー対策 新エネルギー利用等を行うための施設または設備の導入。ただし、太陽光発電に関しては10kW以上の設備に限る。</p>	<p>(1)省エネルギー対策 ①、②のうちいずれか少ない方の金額。(上限75万円(国、県の補助金併用の場合上限300万円)) ①年間温室効果ガス削減量1kg当たり100円 ②設置費用の4分の1(国、県の補助金併用の場合10分の1) ※LED(推奨機器は除く)は、上記により算出した額に0.8を乗じた額。 (2)新エネルギー対策 ①太陽光発電(10kW以上) 発電出力1kW当たり8千円(上限100万円)。 ②それ以外の新エネルギー (ア)(イ)のうちいずれか少ない方の金額(上限500万円)。 (ア)年間温室効果ガス削減量1kg当たり100円(売電目的は16円) (イ)設置費用の4分の1</p>	H27.4.1 ~H29.3.31		環境部 環境総務課 0545-55-2902
静岡県	袋井市	袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金	補助金	太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約(余剰電力買取の場合のみ対象)を締結した事業者で、市内に住所を有し、市税を滞納していない事業者。	機器購入に要した費用の2分の1以内 1kW当たり1.5万円、6万円限度	H23.4.1~	産業環境部 環境政策課 0538-44-3135	
静岡県	裾野市	裾野市新エネルギー機器設置事業補助金	補助金	事業者が自己の事業の用に供する建物に設置するもの ① 太陽光発電システム ② 太陽熱高度利用システム ③ 蓄電池システム(国補助対象機器に限る) ④ 電気自動車等充電器(国補助対象機器のうち、住宅等向け電力供給機能を有するもの)	① 3万円/kW(上限20万円) ② 3万円 ③ 10万円(5台まで) ④ 5万円(5台まで)	H28.4.1 ~H29.3.31	生活環境課 055-995-1816	
愛知県	岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん・利子補給補助制度	融資あっせん 利子補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに県内に事業所があること ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格(業種等)を有している中小企業 ・市民税等を完納していること ・岡崎市環境対策資金の借入者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該融資期間に支払う利子相当額(ただし、太陽光発電事業など一部事業については、利子相当額の80%) 	返済期間 7 年以内	http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1156/p006722.html	環境総務課

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
三重県	津市	津市新エネルギー利用設備設置費補助金	補助金	事業所に太陽光システムを設置される事業者の方に設置工事費の一部を補助する。	事業所: 3kW 未満・3万円、3kW 以上 6kW 未満・6万円、6kW 以上 10kW 未満・10万円。	H284.1～ H29.3.31 (予算が無くなり次第、終了。)	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html	環境政策課
三重県	伊勢市	伊勢市太陽光発電システム補助金	補助金	太陽光発電システム(10kw 未満)の設置工事費等の一部を補助	6万円/件	H28.4.1～ H29.3.17	http://www.city.ise.mie.jp/13547.htm	環境課
三重県	四日市市	平成 28 年度四日市市新エネルギー等導入奨励金	奨励金	太陽光発電設備(10kW 未満)又は燃料電池設備を設置しようとする個人又は中小企業者向けに導入奨励金を設けている。	一件につき 30,000円 (太陽光発電設備と燃料電池設備の両方をそれぞれ同時に申請できる。)	H28.4.1～ H28.1.31 (申請期間) 先着順 ※交付申請総額が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了します。	http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu91770.html	環境保全課
三重県	川越町	川越町新エネルギーシステム設置費補助金	補助金	自らの事業所に設置し、当該発電した電力を事業活動のみに使用する者に設置工事費の一部を補助する。	【太陽光】太陽光モジュール(パネル)の最大発電量の合計 kW×5万円(上限 15万円)	H28.4.1～ H29.3.31	http://www.town.kawagoe.mie.jp/index.php/kurashi/life/solar_h2804/	環境交通課
滋賀県	県	民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金	補助金	①発電設備(太陽光、風力、バイオマス、小水力) ②熱利用設備(太陽熱、バイオマス熱、地中熱、下水熱、その他) ③燃料製造設備(バイオマス燃料) ④革新的なエネルギー高度利用技術(ガスコージェネ、燃料電池) ⑤蓄電池(①との併設のみ)	補助対象経費の1/3以内 限度額は設備ごとに設定(1件あたり100万円または200万円(太陽光発電:100万円、太陽熱利用:200万円))	採択申請期間: H28.5.18～H28.9.30 (毎月末に締切り) 事業は交付決定後から H29.3.31 までに実施	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/28saiseihojokin.html	エネルギー政策課 077-528-3091
滋賀県	長浜市	太陽光発電システム等設置促進事業	補助金	住宅等に太陽光発電設備または蓄電池を新たに設置する個人または事業者へ補助金を交付	太陽光発電 1kW あたり 2万円(限度額 6万円) 定置式蓄電池 1kWh あたり 2万円(限度額 10万円)	申請期間: 平成 28 年 4 月 1 日～工事着工前 報告期間: 工事完了後 2 カ月以内または平成 29 年 3 月 31 日(いずれか早い日)	http://www.city.nagahama.shiga.jp/index.cfm/946946,104,564.html	環境保全課 0749-65-6513

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
滋賀県	長浜市	事業用再生可能エネルギー発電設備等導入促進事業	補助金	発電設備を新たに設置する事業者(中小企業者、個人事業者)に補助金を交付	発電設備等にかかる固定資産税<償却資産>相当額(2年間)	申請(指定): 事業開始後 60 日以内 申請(交付): 指定の翌年度	http://www.city.nagahama.shiga.jp/index.cfm/7,39576,104,564.html	環境保全課 0749-65-6513
滋賀県	守山市	エコ事業所等普及促進補助金	補助金	既存の事業所または自治会集会所において、以下のエネルギーシステム・省エネ設備等を、市内業者の施工により導入する場合に助成。中小企業者については下記(3)～(6)、自治会については下記(1)～(6)が補助対象メニュー。 (1)太陽光等の再生可能エネルギー発電システム (2)省エネルギー効果設備(LED等) (3)蓄電池 (4)ガスコージェネレーションシステム(発電容量 5kW 以上) (5)太陽熱利用システム(自然または強制循環) (6)太陽光発電システムと蓄電池	太陽光発電システム 1kW あたり 3 万円、その他については補助対象経費の 1/3 以内 限度額: (1)・(2)・(4)は 30 万円、(3)は 20 万円、(5)5 万円、(6)50 万円	(1次募集) 平成 28 年 5 月 16 日～平成 28 年 5 月 30 日	※現募集期間終了のため、HP への掲載はなし。募集を継続する際は再度 HP に掲示予定。	環境政策課 077-582-1154
大阪府	堺市	戸建住宅を対象としたスマートハウス化支援事業(「住宅」でも掲載)	補助	市税に未納がないこと ただし、本補助金の交付を受けようとする者が市税を課税されない場合にあつては、その者以外の主たる生計維持者に、市税の滞納がないこと。 1. 自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む)に、(別表 1)に掲げる補助対象システムの組合せのいずれかを設置した方(共同住宅は除く) 2. 自ら居住するため、(別表 1)に掲げる補助対象システムの組合せのいずれかを設置した住宅を購入した方(共同住宅は除く) 対象システムを所有する者が本補助金の交付を受けようとする場合、対象システム設置に係る領収証等(以下「購買証明書類」という。)に記載された領収日又は電力会社との受給開始日が平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの期間であること。 3. HEMS 及び蓄電池システムを、堺市内の住宅(共同住宅は除く)に居住する方に貸与した者(リース契約等の事業者) 対象システムに係るリース等契約締結日が平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの期間であること。 ただし、対象システムの契約期間が【11 各システムの管理】に定める法定耐用年数以上であること。 対象システムを貸与された者から領収するリース代金等の元金(機器単体費用)から本補助金相当分が減額されていること。	・太陽光発電システム: 2.5 万円/kW(上限 15 万円) ・住宅用エネルギー管理システム(HEMS): 機器本体額(*1)の 1/2(上限 2 万円) ・燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム): 設置費(*2)の 1/5(上限 10 万円) ・蓄電池システム: 機器本体額(*1)の 1/5(上限 15 万円) ・ビークル・トゥー・ホームシステム: 設置費(*2)の 1/5(上限 15 万円) *1 設置工事費は含まない。 *2 システム機器の購入費のほか、設置工事費も含む。	平成 28 年 4 月 15 日～平成 29 年 3 月 15 日 (消印有効)	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanaka/smarthouse/smarthouse.html	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 072-228-7548

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
大阪府	岸和田市	太陽光発電システム導入補助金	補助	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するもの(以下「町会等」という。)のうち市長が認めるものが、その設置する集会施設の建物に対象システムを設置しようとする場合における当該町会等	太陽光+蓄電池:5 万円 燃料電池:5 万円 太陽光+燃料電池:5 万円 太陽光+蓄電池+燃料電池:5 万円 蓄電池+燃料電池 5 万円	平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日	http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/28/hatuden-zyosei.html	環境部 環境保全課 072-423-9464
大阪府	池田市	非住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	補助	市内の建築物(店舗、事務所、工場など)又は土地等に発電システムを設置する個人、法人等、または、発電システムが設置された建築物等を購入する個人、法人等 ・発電システムは未使用品であること。 ・市税を滞納していないこと。 ・発電システムを設置する建築物等が、過去にこの補助金の交付対象となっていないこと。 ・池田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の適用の対象とならないこと。	2.5 万円/kW (上限 25 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 12 月 28 日	http://www.city.ikeda.osaka.jp/shinseisho/kankyo/1427437820167.html	産業環境部 環境政策課 072-620-1644
大阪府	高槻市	高槻市民間事業者省エネルギー設備導入事業補助金	補助	(1)既存の設備に、上記の対象となる設備を導入すること(太陽光発電設備については、新設も含む) (2)高槻市内で自ら使用する事業所又は事務所等で行う設備導入であること (3)設備導入に係る工事が、補助金の交付決定後に着工し、平成 27 年 2 月末までに完了すること (4)設備導入に係る経費(消費税額除く)が、50 万円以上の事業であること (5)事業による二酸化炭素削減効果が、投資額 100 万円あたり年間 0.3t-CO2 以上であること (6)事前に事業計画書を提出し、採択を受けていること	設置費等の 1/3 上限 100 万円	平成 28 年 5 月 16～平成 28 年 7 月 1 日	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kurashi/kankyo/kyogomi/kankyopage/hojokin/1329884149643.html	環境緑政課 072-674-7483
大阪府	茨木市	茨木市省エネ・省 CO2 設備導入事業補助制度	補助	(1)市内に事業所を有する、中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める会社(個人事業主、社会福祉法人等会社以外の法人は対象外) (2)過去 5 年以内に、『茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助金(平成 22・23 年度の補助金)』又は本補助金の交付を受けていない会社。 (3)過去 5 年以内に、『茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助金(平成 22・23 年度の補助金)』又は本補助金の交付を受けた事業を実施していない事業所で実施するものであること。	太陽光:1.25 万円/kW その他:補助対象経費の 1/3 (上限 300 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 28 日	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/kankyo/hojo/1450424577230.html	産業環境部 環境政策課 072-620-1644

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
大阪府	寝屋川市	地区集会所太陽光発電システム設置補助金制度	補助	(1)地区集会所に太陽光発電システムを設置する(2)市内業者に施工を依頼する(3)電力会社と電力供給契約を締結する(4)システムの設置後1年間、発電量などの稼働状況を報告する(5)年度内に事業が完了する(6)この補助金を受けたことがない	対象経費の9割(上限45万円/kW+消費税が上限(合計450万円まで))	平成28年4月1日	http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kankyo/kankyosuishinka/kankyojoho/1431320145479.html	環境部環境推進課 072-824-1181
大阪府	河内長野市	集会施設への太陽光発電システム設置補助	補助	集会施設(自治会などで管理している集会所など)	5万円/kW(上限20万円)	平成28年4月1日～平成29年3月31日(報告期限)	http://www.city.kawachinagano.lg.jp/kakuka/kankyoukeizai/kankyouseisaku/shinseisyo/1405655889342.html	環境共生部 環境政策課 0721-53-1111
大阪府	東大阪市	中小企業省エネルギー設備改修等支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 市内で、引き続き1年以上事業を営んでいること。 市税を滞納していないこと。 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号に規定する中小企業者であること。(ただし、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を除く。) 省エネ診断を受けており、その診断に基づき設備改修を行うこと。(本市が実施する省エネ診断以外でも可。ただし、要綱に記載する一定基準以上の診断であり、報告書の提出が必要) 申請時において、工事が未着工であること。 補助対象経費が50万円以上であること 当該事業による温室効果ガス削減量が対象事業所の年間温室効果ガス排出量の5%以上又は1トン以上であること(削減量は省エネ診断に基づく) 3月末までに支払も含め事業が完了すること。 	上限150万円(対象経費の1/3以内)	平成28年5月16日～平成28年12月28日	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000005452.html	環境部 環境企画課 06-4309-3198
兵庫県	県	平成28年度兵庫県地球環境保全資金融資制度	融資	原則として兵庫県信用保証協会の保証を付していること(保証料は申込み者の負担)	【融資限度額】1億円 【利率】年1.0% 【返済期間】10年以内(2年以内据置可)・元金均等月賦返済	平成28年4月1日～平成29年3月31日	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/seisaku/tikyuyusi.html	環境政策課 078-362-9081
兵庫県	県	防災・エネルギー設備促進貸付	融資	次のいずれかに該当する中小企業者であること <ul style="list-style-type: none"> 県内で事業を営む方 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方 	【融資限度額】3億円 【利率】年0.95% 【返済期間】10年以内(2年以内据置可)	平成28年4月1日から平成29年3月31日	https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/bousaisetubi.html	地域金融室 078-362-3321

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
兵庫県	尼崎市	太陽光発電設備取得に係る固定資産税の課税免除	補助金	次の(1)~(4)の要件を全て満たしていること。 (1)国の再生可能エネルギー発電設備認定 (2)市内業者により設置工事 (3)平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に取得 (4)災害時には、地域の電源として開放	初年度から 3 年度分の固定資産税の課税を免除	平成 25 年 4 月～	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/033_kankyozyohou/026080.html	環境創造課 06-6489-6301
		尼崎エコサポートファイナンス第 1 弾	補助金	次の要件を全て満たしていることを条件に、尼崎市と連携する金融機関から、小規模産業用太陽光発電設置希望者に対し、初期投資に係る融資を行う。 (1)国の再生可能エネルギー発電設備認定 (2)市内業者(市内に本店を置く事業者)により設置工事 (3)平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の間に取得 (4)災害時には、地域の電源として開放 (5)出力 10 キロワット以上 50 キロワット未満	各金融機関による	平成 25 年 6 月～	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/yusi_josei/eco_sien/29317/27645/027648.html	産業振興課 06-6489-6448
兵庫県	西宮市	西宮市エコ・エネルギー設備導入促進補助事業	補助金	次の各号のいずれかに該当すること。 ①市内の分譲共同住宅の共有部分に太陽光パネルを設置した、当該住宅を所有する管理組合であること。 ②市内の店舗、事務所、事業所、賃貸共同住宅その他の建築物(個人住宅、分譲共同住宅を除く。)に現に自ら営む事業の用に供し、又は自ら営む事業の用に供しようとするものに太陽光パネルを設置した個人事業者及び法人(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 5 号に規定する公共法人を除く)。	・10kW 未満: 2 万円/kW、最大 5 万円 ・10kW 以上 50kW 未満: 一律 10 万円 ・50kW 以上 500kW 未満: 一律 50 万円	平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(ただし、予算総額※に達した時点で終了) ※太陽光(住宅用・事業用)、エネファーム、電気自動車で共通の補助事業	http://www.nishi.or.jp/contents/00033657000300025.html	環境・エネルギー推進課 0798-35-3818
兵庫県	宝塚市	市民発電所設置モデル事業(無償の土地貸事業)	補助金	未定	未定	平成 27 年度中	未定	地域エネルギー課 0797-77-2361
		小規模事業用太陽光発電設備の固定資産税(償却資産)課税免除	補助金	平成 27 年(2015 年)4 月 1 日から平成 30 年(2018 年)3 月 31 日までに新たに取得された以下の条件を満たす設備 1.設備認定が取得されていること 2.上記の認定された設備の出力が 10kW 以上 50kW 未満であること 3.全量売電契約が締結されていること 4.災害時において、対象となる設備を市が使用することについて設備の所有者が承認できること		左記の「条件等」を参照	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/energy/1008338/1011279.html	地域エネルギー課 0797-77-2361 資産税課 0797-77-2058

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
兵庫県	三田市	地域団体等再生可能エネルギー導入支援補助金	補助金	補助決定前に着工している場合、太陽光発電システムに関する工事以外、は対象外	出力1kwあたり8万円(蓄電池を同時に設置する場合は10万円) 上限50万円	平成28年5月2日～平成28年12月15日	http://www.city.sanda.lg.jp/kankyoku/28taiyoukou.html	市民生活部 環境共生室 環境衛生課 (079-559-5080)
兵庫県	たつの市	たつの市住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置補助事業	補助金	市内において自己が所有又は管理する施設に対象システムを設置した自治会又は地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき許可を受けた地縁による団体	・市外業者施工の場合:1kW当たり1万5千円 ・市内業者施工の場合:1kW当たり2万円	平成28年4月1日～平成29年3月31日 ※予算に達した時点で終了	http://www.city.tatsuno.lg.jp/	市民生活部 環境課 生活環境係 0791-64-3150
兵庫県	宍粟市	宍粟市再生エネルギー利用促進事業	補助金	・売電収入を地域づくりに活かすために設置されたもの ・市税の滞納がないこと	補助対象経費の1/2(上限100万円)	平成28年4月1日から平成29年3月31日	http://www.city.shiso.lg.jp	市民生活部 環境課 0790-63-3506
兵庫県	篠山市	篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金	補助金	(1)自治会等用 集落の公民館等の活動拠点に別表第1第1号に掲げる補助対象項目の設備を設置する自治会、まちづくり協議会又はこれら準ずる団体として市長が認めるもの。 (2)事業者用 自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に別表第1第1号に掲げる補助対象項目の設備を2項目以上設置し、かつ、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計が100万円以上となる個人事業者又は法人。	○太陽光 太陽電池出力1kW当たり1万円(上限5万円) ○太陽熱 集熱面積1㎡当たり1万円(上限5万円)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/kankyo/cat3/post-110.html	農都創造部 農都環境課 環境創造係 079-552-1117
島根県	県	島根県環境資金	設備資金融資	自然エネルギー(太陽光・太陽熱ほか)利用施設・設備の設置又は改善を行う県内企業(会社、中小企業の組合及び個人事業者)	200,000千円 年1.40～1.55% 保証料 年0.40～1.70%	H11.4.1～	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyoku.html	商工労働部 中小企業課 TEL:0852(22)5883 FAX:0852(22)5781 メール:keiei@pref.shimane.lg.jp

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
	再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業	設備資金助成	再生可能エネルギー発電設備(原則 50kW 以上)	導入設備資金を融資により調達する場合を想定し、算定される利子負担相当額 ・融資限度額: 導入設備費(5,000 万円上限) ・融資利率: 0.95%(長期プライムレート相当) ・融資期間: 15 年 ・返済方法: 元金均等(据置なし)	H28.4.1 ~ H28.5.31	http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/tiiki_kasseika/moderu_jigyuu/ttiikikou/kennwaku.html	地域振興部 地域政策課 TEL:0852(22)6512 FAX:0852(22)6042	
岡山県	岡山市	岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業	補助金	補助対象者 ・市内の事業所に補助対象機器を設置する法人または個人事業者であって、岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の登録事業者 ・上記の者に補助対象機器を貸与するリース事業者 補助対象設備 太陽光発電システム(自家消費型)	補助率 1/5 上限 100 万円	平成 28 年 5 月 9 日～	http://www.city.okayama.jp/kankyuu/kankyohuozen/kankyohuozen_00501.html	環境局環境保全課 地球温暖化対策室
山口県	県	地球にやさしい環境づくり融資(地球温暖化対策施設等整備資金)	融資	中小企業者で次の条件を満たす者 ・県内に事業場を有し、原則現事業を 6 ヶ月以上行っている ・農・林・漁業、金融・保険業以外の業種 ・自己資金だけでは資金の調達困難 ・県税を滞納していない ・事前に着工、購入をしていない ・金融機関が定める担保・保証を受けられる	限度額 10,000 万円 年 1.7% 元利均等月賦償還 利子後払い 1,000 万円未満 5 年以内 1,000 万円以上 5,000 万円未満 7 年以内 5,000 万円以上 10 年以内	H18.4.1～	設備改修、導入により、既存施設に比し、CO2 排出量で 10%以上削減できるものに限る http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/ondan/torikumi/yushi_chusho.html	環境生活部 環境政策課 083-933-2690
山口県	防府市	防府市地球温暖化対策施設等整備資金利子補給制度	整備資金融資	対象品目: 「山口県地球温暖化対策施設等整備資金」の対象施設に同じ 対象者: 法人(中小企業) 要件: 「山口県地球温暖化対策施設等整備資金」の融資を受けて地球温暖化対策施設の整備等を行った中小企業者又は組合	金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利 1.9 パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額		http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/ondan/torikumi/yushi_chusho.html	生活安全課 河野 俊一郎 0835-25-2328

実施自治体	制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
山口県	宇部市	宇部市事業資金融資制度(中小企業経営近代化資金)	融資	<p>対象品目:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営近代化に必要な設備(機械設備、店舗、工場、事務所、倉庫の新築、増改築及び内部内装)又は公害防止に必要な設備(公害発生物件の除去を含む)をするもの ・公害防止に必要な設備については、市長が認定したもの <p>対象者:事業者</p> <p>要件:</p> <p>従業員 300 人(小売業 50 人、卸売・サービス業 100 人)以下の事務所経営近代化又は公害防止に必要な設備をするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、山口県信用組合 ・融資限度額 2,000 万円/件 ・融資利率 年 1.8% 			地域エネルギー推進室、商工振興課 奥野 美沙紀 0836-34-8483
徳島県	県	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	融資制度(金融機関による融資)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備を含む自然エネルギー等設備の導入経費他 ・中小企業者の方 ・県内に事業所を有し、原則として6か月以上引き続き同一事業を営んでいる方 ・県税を滞納していない方 	<ul style="list-style-type: none"> ①融資額 1 億円(メガソーラー等は 2 億円) ②融資利率 1.7%以内(10 年)(メガソーラー等は 1.9%以内(15 年))※保証協会の保証を付けない場合は、融資利率に+0.3%上乗せ。 ③保証料率 0.62%以内 	通年	http://www.pref.tokushima.jp/docs/20101122010159/	環境首都課 自然エネルギー推進室 088(621)2260
愛媛県	県	チャレンジ企業支援資金・経済成長戦略枠	運転資金融資、設備資金融資	<p>愛媛県内に事業所を有し信用保証協会の定める保証対象業種を営むもので、各種要件を満たす中小企業者及び組合</p>	<p>太陽光発電設備などの新エネ・省エネ設備を導入して電力需給対策に取り組む中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 利率 0.5% 融資限度額 1 億円 融資期間 10 年以内(うち据置 1 年以内を含む) ・運転資金 利率 1.50% 融資限度額 5000 万円 融資期間 5 年以内(うち据置 1 年以内を含む) ・保証利率:0.35~1.72%(割引有) 	H24.6~	http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/documents/28sennryakuwaku.pdf	経済労働部 経営支援課 089(912)2481

実施自治体		制度名称	制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
愛媛県	県	愛媛県環境保全資金融資制度	設備資金融資	中小企業者、又は中小企業団体	利率 1.7% 融資限度額 5,000万円 融資期間 10 年以内 (うち据置 1 年以内を含む)	H11.4.1～	http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/khp/theme/other/yuusiseido.html	県民環境部 環境政策課 089(912)2345
長崎県	佐世保市	佐世保市中小企業工口資金	融資	市内で 1 年以上事業を行い、市税等の滞納がない中小企業者で、新エネルギー又は省エネルギー設備の導入にかかる事業を行う者	融資限度額：1,000万円 融資期間：10 年以内 貸付利率：1.2%	H24. 5.～	http://www.city.sasebo.lg.jp/nousuisyokou/sangyo/yushi.html	観光商工部 商工物産課 0956-24-1111
宮崎県	県	宮崎県中小企業融資制度	設備設置及び運転資金に係る融資	①みやざき成長産業育成貸付 再生可能エネルギー発電事業を行う中小企業者及び組合(売電事業) ②快適な環境・職場づくり支援貸付 太陽光発電設備の導入を行う中小企業者及び組合(主に自家消費)	①【融資限度額】 設備・運転資金合計で 5 千万円 【償還期間】 15 年以内(据置 1 年半以内) 【融資利率】 10 年間固定:年 1.2% 固定期間終了後:金融機関所定金利 ②【融資限度額】 設備・運転資金合計で 5 千万円 【償還期間】 設備資金:10 年以内 (据置 1 年半以内) 運転資金:7 年以内 (据置 1 年以内) 【融資利率】 年 1.4%～1.9%	①平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月 ②平成 26 年 4 月～	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/shoko/kinyu/yusi/seido/yuusi.html	商工政策課 経営金融対策室 0985(26)(7097)
鹿児島県	奄美市	奄美市大規模太陽光発電設備設置促進要綱	必要書類の提出。	・大規模太陽光発電設備の設置に要する土地を所有する者。(ただし、大規模太陽光発電設備を設置する土地が複合的な用途に使用される場合を除く。) ・大規模太陽光発電設備に係る家屋及び償却資産を所有する者。 ・平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに設置された大規模太陽光発電設備(新たに課税されることとなる年度以後 5 年度分を限度とする)。	課税額の 100 分の 50 を減額。	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	奄美市のホームページ(例規集)に記載。	商工観光部 商水情報課